

いずみケアセンター昭和館

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護

運 営 規 程

いづみケアセンター昭和館
指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 株式会社蘭企画が開設するいづみケアセンター昭和館（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「介護福祉サービス事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護、または要支援にある高齢者に対し、適正な介護福祉サービス事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護福祉サービス事業の提供にあたっては、生活相談員等は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 介護福祉サービス事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 介護福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 いづみケアセンター昭和館（事業所番号0670103399）
- ② 所在地 山形県山形市長町一丁目9番59-14号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 1名（常勤専従1名）
利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
- ③ 看護職員 2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名、機能訓練指導員と兼務）
利用者の健康管理や療養上のお世話、服薬管理を行う。
- ④ 介護職員 15名（常勤専従8名、常勤兼務4名、非常勤専従3名）
利用者の着替え、排泄、入浴、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内移動の付添い等、日常生活全般の援助等を行う。
- ⑤ 機能訓練指導員 2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名、看護職員と兼務）
病気や怪我、高齢の理由で身体に障害を持つ利用者に対して、日常生活を営むために必要な機能を改善、または現状の能力の維持や減退を防止するための訓練を行う。
- ⑥ 医師 1名（非常勤専従）
利用者の健康管理及び医療の処置に適切な措置を講じます。
- ⑦ 栄養士 1名（常勤専従1名）
事業所内の食事の献立、栄養管理、利用者の食事形態管理を行う。
- ⑧ 調理員 4名（常勤兼務3名、非常勤専従1名）
栄養士の指示の下、献立を元に、ご利用者の食事を調理する。

※令和5年11月現在

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、20名とする。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 介護福祉サービス事業の内容は次のとおりとする。

- ① 生活指導（相談援助等）
- ② 食事の提供
- ③ 入浴（一般浴）
- ④ 日常生活動作の機能訓練
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 口腔ケア
- ⑧ 送迎
- ⑨ その他利用者に対する便宜の提供

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の利用料)

第7条 事業所が介護福祉サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該介護福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担限度額認定証による負担割合の額の支払いを受けるものとする。※別紙1参照

2 前項に定める他、サービス利用に当たって、次の支払を受ける。

- ① 第9条の通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用は、以下のとおり徴収するものとする。
(距離はいずみケアセンター昭和館から最短距離で計測した場合とする)
(送迎単位の他に徴収する)
 - ・10kmまで（片道） … 500円徴収
 - ・10kmを超えて5kmずつ（片道） … 500円を追加
- ② 滞在に要する費用として、別紙2のとおりとする。
- ③ 食事の提供に要する費用として、別紙2のとおりとする。
- ④ 理容代に要する費用として別紙2のとおりとする。
- ⑤ 上記①から④の他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。
- ⑥ キャンセル料は利用期間中、利用開始当日は実費相当額。利用開始前日17時までは無料。
- ⑦ その他サービス提供記録等の複写代、証明書・諸書類の発行代は、別紙2のとおりとする。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前にサービスの内容及び費用を記した文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業所が介護サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに事業所協力医師・主治医師・家族等に連絡する等の措置を講じる。

2 事故が発生したときは速やかに、市町村及びご家族、居宅介護支援事業所、または地域包括支援センター等に報告するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、山形市・天童市・寒河江市・上市市・山辺町・中山町とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、以下の点に留意する。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 火気の取り扱いは行わない。
- ④ 安全衛生を害する行為をしてはならない。

2 生活相談員は、事前に利用者に対して、上記の点に留意するよう、説明する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、事業所に周知徹底を図るものとする。また、虐待の防止のための指針を定め、研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社蘭企画と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年9月30日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成23年11月24日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成24年1月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成24年8月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成24年11月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、組織名、サービス内容の一部変更により、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、内容の一部追加、変更により、平成28年1月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成30年9月12日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、令和5年12月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、令和6年6月1日から施行する。

別紙 1 - 1

【介護保険給付サービス】

種類	内容	一日あたりの利用料金	
食事の介助	・食事はできるだけ離床して食堂で召し上がって頂けるよう支援致します。	従来型個室	(1割負担額)
			(2割負担額)
			(3割負担額)
排泄介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。	要支援 1	(479円)
		4790円	(958円)
		(1437円)	
	・おむつを使用する方に対しては、利用者の状況に応じて随時交換を行います。	要支援 2	(596円)
5960円		(1192円)	
	(1788円)		
入浴介助	・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位の取れない方はリフトを用いての入浴も可能です。	要介護 1	(645円)
		6450円	(1290円)
	(1935円)		
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮致します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うように配慮致します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助致します。 ・シーツ交換は週1回実施致します。	要介護 2	(715円)
		7150円	(1430円)
			(2145円)
		要介護 3	(787円)
		7870円	(1574円)
			(2361円)
健康管理	・入所者の健康状況に注意し必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。 ・嘱託医師により、週1回診察日を設け健康管理に努めます。緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。	要介護 4	(856円)
		8560円	(1712円)
			(2568円)
		要介護 5	(926円)
		9260円	(1852円)
	(2778円)		
相談及び援助	・当施設は、入居者及びそのご家族からの相談については、誠意を持って応じ可能な限り必要な援助を行うように努めます。 相談窓口 生活相談員 小野 美恵		
算介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ)	・所定単位数に13.6%を乗じた単位数です。		

送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の送迎の実施地域は、山形市・天童市・寒河江市・上市市・中山町・山辺町とします。 ・利用者の心身の状態と家族の事情等からみて必要と認められる場合、リフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。 	片道 1840円	(1割負担額)
			(2割負担額)
			(3割負担額)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に直接提供する職員とは、利用者に直接サービスを提供する職員のうち、勤務年数が7年以上の者の占める割合が3割以上の場合。 	1日60円	(184円)
看護体制加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の看護師を1名以上配置していること。 	1日40円	(368円)
看護体制加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員により、看護職員の数が常勤換算方法で1以上であり、24時間連絡できる体制を確保していること。 	1日80円	(552円)
緊急短期入所受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・諸事情により居宅サービス計画にない短期入所生活介護を緊急に行った場合。 	1日900円 14日を限度	(6円)
長期利用者に対する短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・連続して30日を超えて利用した場合、超過日より減算。 	1日△300円	(12円)
長期利用者に対する短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・連続して60日を超えて利用した場合、超過日より減算。 	1日△550円	(18円)
医療連携強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関(小松医院)との連携及び、当該者の主治医、医療機関との連携方法や搬送方法も含め、急変時の対応について同意を得た場合。 	1日580円	(90円)
			(180円)
			(270円)
			(△30円)
			(△60円)
			(△90円)
			(△55円)
			(△110円)
			(△165円)
			(58円)
			(116円)
			(174円)

別紙 2

【介護保険給付対象外サービス】

サービスの種類	サービスの内容	
食事サービス	<p>ご利用者様の身体状況に応じて食事の提供を致します。</p> <p>献立表により、栄養のバランスと利用者の身体状況や嗜好に配慮したバラエティに富んだ食事を提供致します。</p> <p>食事時間 朝食は、8時00分からです。 昼食は、12時00分からです。 夕食は、17時00分からです。</p> <p>食費 朝食 (530円) 但し、負担限度額認定を受けている方は下記のとおりとする。 基準費用額 昼食 (8011円) 夕食 (636円) 第一段階 300円 (1445円) 3食計 (1967円) 第二段階 600円 おやつ代 (100円) 第三段階①1000円 第三段階②1300円</p>	
滞在費	<p>個別対応で室料及び光熱費相当の滞在費を徴収致します。</p> <p>個室 1日 1700円</p> <p>但し、負担限度額認定を受けている方は下記のとおりとする。 第一段階 360円 第二段階 480円 基準費用額 第三段階 880円 (1231円)</p>	
入浴時日常生活費	一回 180円 (ご入浴の際のバスタオルやシャンプー・リンス・ボディソープ等の消耗品代です。)	
光熱費及び感染症対策費	一日 288円 (物価高騰による、増加光熱費及び感染症対策消耗品代です。)	
特別な送迎	<p>当施設の通常の送迎実施地域外の方に送迎を実施した場合に徴収致します。 (距離は通常の送迎実施地域を越えてからの距離を最短で計測した場合とする) (送迎単位の他に徴収する)</p> <p>10kmまで (片道) … 500円 10kmを超えて5kmずつ (片道) … 500円を追加</p>	
日常生活上必要となる諸経費	<p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用です。 日用品・保健衛生費・レクリエーション費 (もちつき・芋煮会等の参加費100円～300円含) 必要に応じて負担して頂きます。 実費</p>	
社会生活上の便宜の供与等	<p>日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者および家族の同意を得て代行します。</p> <p>一件につき (1000円) 受給者証交付申請手続き・福祉医療証手続き・精神通院医療申請手続き・老人医療証申請手続き等</p>	
金銭・貴重品管理	<p>預り金、貴重品は原則としてお預かりしておりませんが、諸事情によりやむを得ず、管理を必要とする場合は、管理費を頂戴致します。(500円/月)</p>	
理容サービス	<p>理容師の出張による理容サービスをご利用頂けます。</p> <p>髪カット+顔剃り (2700円) 髪カット (2300円) 顔剃り (2300円)</p>	
その他	<p>サービス提供記録等の複写代 1枚あたり (10円) 証明書・諸書類の発行代 (200円)</p>	
キャンセル料	<p>利用期間中・利用開始当日は、実費相当額。利用開始前日17時までは無料。</p>	

経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由がある場合、介護保険給付対象外サービス利用料金は、相応な料金に変更することがあります。その場合は、事前に変更内容並びに変更理由について、ご案内し説明致します。是非ご理解の程お願い致します。